## 読んで得する 賃貸経営 為になる

不動産管理

入居者管理

空室対策

資産活用

## 勉強しよ



アパー

1

(ペット不可)

の入居者が敷地内

(共用部分)

で野

それが原因で、

今ではネコが

20匹くらい集まるようになり、

糞尿被害や鳴き声がうるさく

注意しても辞めない入居者

良猫に餌をあげ続けています。

を退去させることは可能ですか? て近隣トラブルになっています。

トの のであれば、 飼育を禁じている 賃貸借契約にペ 契約違反

て毅然とした態度で臨みましょ 例も出ていますので、 視できます。 と押さえておけば、 野良猫だと言い張るかも知れま 人に対しては、 立ち退きを要求できます。 餌やりの実態をきちん 同様の結論の裁判 そのことを伝え 「飼育」と同 迷惑な住

ます。 裁判所に求めていくことになり るくらいですから、 やりを禁止しているところもあ の平穏を妨げるとして、 あれば、 ているかを伝えて、 どうしても無視されるようで 自治体によっては猫の餌 共同の利益である住居 注意を続けましょう。 充分言い分 餌やりをし 退去を

が通る可能性はあります 借人には、いかに皆が迷惑を被っ

らは、 が被害は甚大です。 要望をされている方とは、 賃料の減額請求がくるでしょう が、居住を続けたいという方か わりますから、まだ良い方です る可能性は充分あります。 ですから、 の義務が履行できていないわけ の家を貸すという、家主として いるのであれば、 尿被害や騒音に悩まされ続けて 住の平穏が全く確保できず、 引っ越し費用だけ払って終 状況が改善されるまでは、 毎日のことゆえ、 応じなければならな 能性はあります。 スバイケースですが 損害賠償の対象にな 居住するため その方 む この

の解消を急ぎましょう。 原因である、猫の餌やり被害

は当然あるでしょう。

問題の賃

ても許される範囲を超えること いくら禁止されていないと言っ 害や騒音などの実態を考えると 猫の集まっている実態、

糞尿被

あげないで!

常識というものがありますので

いない事案であっても、

自ずと

次に、

ペットの飼育を禁じて

る必要はあるか? より退去するので引越し 他の入居者が上記理由に 費用を請求されたが応じ



■所在地:〒 101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-2 クリスタルビル 4 階・受付 8F(アクセス:丸ノ内線『淡路町』駅 A3・A5 出口 徒歩 1 分)■連絡先:(TEL) 03-3255-1090 ( FAX )03-5298-6170(受付時間:8:00 ~ 21:00)■ホームページ: http://www.matsuehitomi.com/









野良猫に餌をあげる

店者を<br />
退去させる<br />
ことは可能